

岐阜県公報

目次

規則
岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(自然環境保全課)

ページ

規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六号第六(一)項中「役員及び事業管理責任者」を「役員(代表者を含む。以下同じ。)及び事業管理責任者(以下「役員等」という。)」とし、「
「
事業管理責任者」

しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類」を

- イ 事業管理責任者
- ロ 申請者が
- ハ イ及びロ

任者に関する次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める責任者が申請者の役員である場合(申請者が地方公共団体である場合を除く。)その地方公共団体である場合、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証す以外の場合、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証す書類

